



お役立ち情報 Vol.1



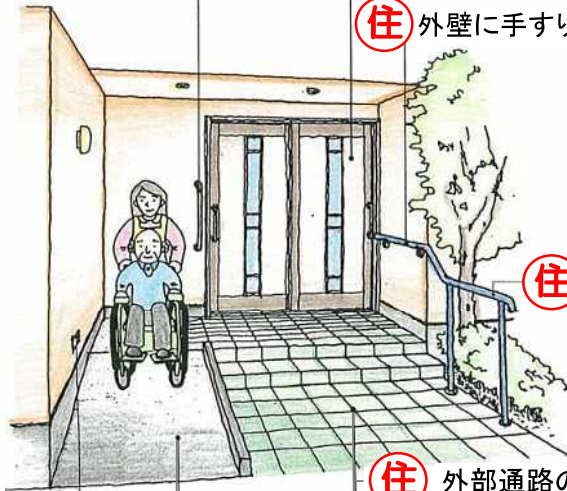
住宅改修をしたいけれど、
どこまで介護保険が使えるのかしら？

住 外壁に手すり取付け

住 玄関ドアを引違い戸に取替え

住 外壁に手すり取付け

住宅改修の扱いになるものや
福祉用具に該当するもの、
介護保険適用外のものなど、
細かく分かれているので
注意が必要じゃ。



住 外部通路に
手すり取付け

住 廊下に手すり取付け

住 玄関ホール床を
滑りにくい床材に取替え

住 玄関に手すり取付け

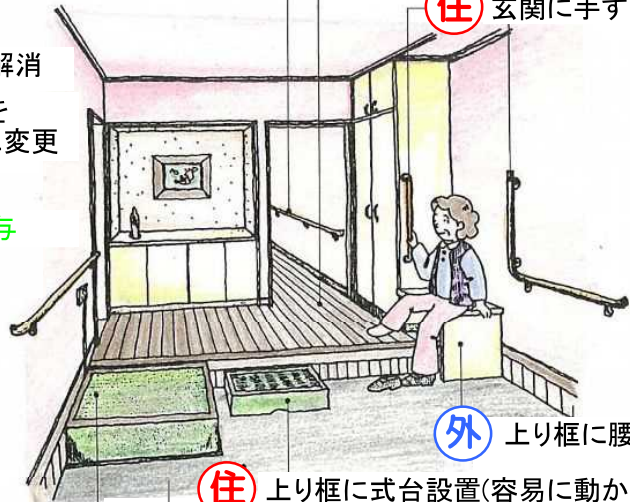
住 外部通路の段差解消

住 通路面の舗装材を
滑りにくいものに変更

住 コンクリートスロープの設置

用 可動式スロープの設置→用具貸与

外 足元灯設置



外 上り框に腰掛台設置

住 上り框に式台設置(容易に動かせない場合)

外 上り框に式台設置(容易に動かせる場合)

住 玄関土間を滑りにくい床材に取替え

用 段差解消機設置(住宅改修を伴わない据置式のもの)

外 段差解消機設置(住宅改修を伴うもの) →用具貸与

- 住** : 住宅改修
- 用** : 用具貸与又は用具購入
- 外** : 対象外

介護保険を利用して住宅改修を行う場合には、事前の申請や見積書の提出、施工前・施工後の写真の添付など、細かい手続きが求められます。

打ち合せからアフターメンテナンスまで、しっかりと対応でき、安心できる業者さんを選びましょう。
上手な改修で、暮らしに笑顔を！



せきねくん

出典：(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
「介護保険における住宅改修・実務解説」平成14年12月より改変

21.5世紀の水戸空間を創る

株式会社 関根工務店

☎ 0120-88-4789
住まいのことならお気軽にお問い合わせください。
<http://www.sekine-cs.jp>